

(3) 高額な医療費の支払いについて

高額な医療費の支払いについて次のような制度があります。

高額療養費現物支給制度

国民健康保険が定める高額療養費委任払い制度

健康保険が定める高額療養費貸付制度



※高額療養制度の利用について、マイナンバーカードで
受診される患者さんについては、「限度額認定証」は不要です。

お問い合わせ先

- 1階「やよろず相談プラザ」医療福祉相談窓口
- 総合受付

(4) その他

- お支払い済みの領収証は、所得税の医療費控除等を確認する際に必要です。再発行はしませんので、大切に保管してください。
- 出産費用については、入院費用の準備金ができるだけ少なくてすむよう、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。



5 文書について



中央病院 HP

(1) 診断書・証明書について

「診断書」「証明書」などの発行をご希望の方は下記までお越しください。
提出期限などがあるときには、あらかじめご相談ください。



お問い合わせ先

- 1階「やよろず相談プラザ」文書受付
- 【受付時間】 平日 8時30分～17時